平成２７年（フ）第１５７号
盛岡市東松園１丁目30番11―201号
債務者　上野　英樹
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４１２号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸３丁目11番14号　船山方
債務者　相島　伸一
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４６３号
さいたま市南区南浦和３丁目33番４号　福寿荘201
債務者　佐々木寛治
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
埼玉県越谷市大字袋山2017番地
債務者　根本　健一
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
埼玉県越谷市北越谷２丁目29番６号　北越谷第２コーポ107
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
埼玉県春日部市千間１丁目20番地　グランドソレイユ305号、旧住所埼玉県春日部市一ノ割１丁目32番17号　ロイヤルヒルズ春日部407
債務者　小林佐江子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
埼玉県狭山市鵜ノ木25番９号　県営１―103
債務者　林　　恭子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６９号
埼玉県東松山市神明町２丁目８番18号　クイーンズヒル101
債務者　中丸　恒彦
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７０号
埼玉県東松山市神明町２丁目８番18号　クイーンズヒル101
債務者　中丸　秀明
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７２号
静岡県富士宮市淀師241番地の１ストロベリーハウス203
債務者　保科エリカ
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９８号
静岡県富士市今井１丁目７番６号　今井荘１号、前住所静岡県富士市入山瀬２丁目１番28号
債務者　小川　信二
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２１１３号
大阪府高槻市大塚町３丁目６番28号　K―ハイツ202号
債務者　西木　義典
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４号
東京都青梅市新町５丁目６番地の13ファミール丸和103号
債務者　國井　正次
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７８号
東京都府中市新町２丁目57番地都営第２アパート２―102
債務者　福澤　和男
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
愛知県豊橋市忠興３丁目５番地16―A
債務者　萩崎　文代
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２０７号
栃木県宇都宮市竹下町755番地
債務者　土屋佐緒里
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係